

## 応用レクチャー

### 「税務調査通達を読み解く—税務調査の基礎から応用まで—」シラバス

講師：酒井克彦（ファルクラム所長、中央大学法科大学院教授、博士（法学））

配信：Webにて5月中旬より毎週1回×全10回配信

事務局よりURLをご案内します。

ライブ配信ではございませんので、いつでもご視聴いただけます。

受講料：会員 50,000 円（税別）

一般 80,000 円（税別）

お申込：<https://bit.ly/fu20205>

主催：一般社団法人ファルクラム

スケジュール
<p><b>第1回 申告納税制度と税務調査〔総論〕</b></p> <p>(1) 申告納税制度と税務調査</p> <p>(2) 租税行政の役割</p> <p>(3) 平成24年9月12日付け国税庁長官通達「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について」</p>
<p><b>第2回 税務行政組織と調査通達の意義</b></p> <p>(1) 税務行政組織</p> <p>(2) 調査通達の意義</p> <p>(3) 平成24年9月12日付け国税庁長官通達「国税通則法第7章の2（国税の調査）関係通達の制定について（法令解釈通達）」</p>
<p><b>第3回 質問検査権</b></p> <p>(1) 「調査」の意義</p> <p>(2) 「調査」に該当しない行為</p> <p>(3) 「当該職員」の意義</p> <p>(4) 質問検査等の相手方となる者の範囲</p> <p>(5) 質問検査等の対象となる「帳簿書類その他の物件」の範囲</p> <p>(6) 「物件の提示又は提出」の意義</p> <p>(7) 「酒類の販売業者」の範囲</p>
<p><b>第4回 留置き・資料収集</b></p> <p>(1) 「留置き」の意義等</p> <p>(2) 留置きに係る書面の交付手続</p> <p>(3) 「事業者」の範囲</p> <p>(4) 「特別の法律により設立された法人」の範囲</p>

- (5) 「特定取引者の範囲を定め」の意義
- (6) 「特定事業者等」による「報告」の方法
- (7) 法第 74 条の 7 の 2 第 1 項の規定による処分の意義
- (8) 「特定取引と同種の取引」の意義
- (9) 「課税標準」の意義
- (10) 「課税標準等又は税額等について国税に関する法律の規定に違反する事実を生じさせることが推測される場合」の意義
- (11) 「特定事業者等の住所又は居所の所在地」の範囲
- (12) 「特定取引」の範囲
- (13) 「これらの取引を行う者を特定することが困難である取引」の意義
- (14) 「特定事項」の範囲

#### **第 5 回 事前通知（その 1）**

- (1) 「一の調査」
- (2) 「課税期間」の意義等
- (3) 「調査」に該当しない行為
- (4) 「実地の調査」の意義
- (5) 通知等の相手方
- (6) 法第 74 条の 9 又は法第 74 条の 10 の規定の適用範囲
- (7) 申請等の審査のために行う調査の事前通知

#### **第 6 回 事前通知（その 2）**

- (8) 事前通知事項としての「帳簿書類その他の物件」
- (9) 質問検査等の対象となる「帳簿書類その他の物件」の範囲
- (10) 「調査の対象となる期間」として事前通知した課税期間以外の課税期間に係る「帳簿書類その他の物件」
- (11) 事前通知した日時等の変更に係る合理的な理由
- (12) 「その営む事業内容に関する情報」の範囲等
- (13) 「違法又は不当な行為」の範囲
- (14) 「違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ」があると認める場合の例示
- (15) 「その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認める場合の例示

#### **第 7 回 調査終了手続（その 1）**

- (1) 法第 74 条の 11 第 1 項又は第 2 項の規定の適用範囲
- (2) 「更正決定等」の範囲
- (3) 「更正決定等をすべきと認めた額」の意義
- (4) 調査結果の内容の説明後の調査の再開及び再度の説明

(5) 調査の終了の際の手續に係る書面の交付手續 (6) 法第 74 条の 11 第 6 項の規定の適用
<b>第 8 回 調査終了手續（その 2）</b> (7) 「新たに得られた情報」の意義 (8) 「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」の範囲 (9) 事前通知事項以外の事項について調査を行う場合の法第 74 条の 11 第 6 項の規定の適用
<b>第 9 回 反面調査</b> (1) 補充性議論 (2) 荒川民商フォーミュラの適用論 (3) 反面調査における事前通知
<b>第 10 回 租税専門家と税務調査</b> (1) 税務代理人を通じた事前通知事項の通知 (2) 税務代理人からの事前通知した日時等の変更の求め (3) 税務代理人がある場合の実地の調査以外の調査結果の内容の説明等 (4) 法に基づく事前通知と税理士法第 34 条《調査の通知》に基づく調査の通知との関係 (5) 一部の納税義務者の同意がない場合における税務代理人への説明等

\* 上記の内容は進行に応じて一部修正を加える場合がございます。  
予めご了承ください。

お申込み：

<https://bit.ly/fu20205>



お問合せ：

一般社団法人ファルクラム  
TEL: 03-6304-7491  
FAX: 03-6632-7480  
E-mail: [jimu@ful-crum.info](mailto:jimu@ful-crum.info)  
HP: <http://fulcrumtax.net/>